

## 消費者相談窓口の名称を消費生活センターに変更

問合せ／ふるさと創造課 ☎42-8706  
FAX42-8745 furuso@city.kasai.lg.jp

4月から加西市消費生活相談窓口を拡充し、名称を「加西市消費生活センター」として、アスティアかさい3階に開設します。センター化により、相談日を1日増やし週5日とし、相談員も1名増員します。また、昨年9月に協定を締結した西脇市消費生活センターとも連携し、相談体制や啓発活動の強化を図ります。

消費生活センターでは、「還付金詐欺」「悪質な訪問販売」「インターネット詐欺」など、悪質な詐欺によるトラブルをはじめ、日常にある消費者トラブルについて、専門資格を持つ相談員が消費者の立場に立って相談に応じます。また、積極的に出前講座も行いますので、地域で希望があればご連絡ください。

### ■相談先

加西市消費生活センター ☎ 0790-42-8739

月～金曜日（祝日を除く）9:00～16:30

西脇市消費生活センター ☎ 0795-22-3111

月～金曜日（祝日を除く）10:00～17:00

消費者ホットライン ☎ 局番なし 188 番

平日 9:00～17:00 土日祝 10:00～16:00

※消費者ホットラインは、一部のPHS、IP電話、プリペイド式携帯電話からは利用できません。



### 引越しのトラブルにご用心！！

**【事例】**引越した後、タンスの立て付けがおかしくなり、ドアにもキズがあった。業者に連絡をしたら、確認に行くと行われたが、なかなか来ない。

数日後、何度も電話をしてやっと担当者が来た。状況を確認するため写真を撮り「対応を検討し明日連絡する」と言って帰ったが連絡がない。早く補償してほしい。

**【解説】**業者を決める時は、複数の業者に見積もりを依頼し、価格だけでなく運搬体制などのサービス内容を確認しましょう。見積もり時に業者が提示義務のある約款には、解約料の発生時期や荷物の紛失・破損、遅延の対応等について記載されています。

「標準引越運送約款」では、荷物の紛失や破損について、消費者は荷物を引き渡された日から3カ月以内に連絡しないと、業者の責任が消滅することになっています。引越作業中に荷物や家屋などにキズが付いた場合は、その場で業者に申し出ましょう。また、引越完了後はすぐに荷物の個数や状態を確認し、紛失や破損があれば業者に連絡しましょう。

不安な時は、消費生活センターにご相談ください。

## 引越しの際は、住所の異動手続きをお忘れなく

問合せ／市民課 ☎42-8720 FAX43-8045  
shimin@city.kasai.lg.jp

住民票の住所の異動届（転出・転入・転居届）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。入学、就職、転勤などによる引越で、住所を異動される方は、正確な住所の届出をしてください。また、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード（個人番号カード）」などの住所も変更する必要がありますので、持参してください。

### ■転出・転入（加西市⇄他市区町村）

①引越し前の市区町村の窓口で、【転出前に】転出届を提出して、転出証明書を受け取る。

②引越し先の市区町村の窓口で、【転入した日から14日以内に】転出証明書とともに転入届を提出する。

■転居（加西市内での異動）／加西市の市民課窓口で、【転居した日から14日以内に】転居届を提出する。

## 高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種

問合せ／健康課（健康福祉会館内） ☎42-8723  
FAX42-7521 kenko@city.kasai.lg.jp

肺炎球菌ワクチン（23価）の定期予防接種を実施しています。主治医と相談し、体調の良い時に早めに接種しましょう。すでに接種された方は、定期接種の対象になりません。

### ■対象者

①平成31年4月1日時点で次の年齢の方

65、70、75、80、85、90、95、100歳

②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がいや、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいやを有する方

■接種期間／平成31年3月31日（日）まで

■料金／4,000円 ※生活保護・市民税非課税世帯の方は免除（接種前に印鑑・身分証明書を持って、健康課で申請してください）

■回数／1回

■医療機関（直接医療機関へ電話予約してください）

市ホームページで医療機関を確認していただくか、健康課へお問い合わせください。市外で接種する場合は、事前にお問い合わせください。

■必要な物／健康保険証など接種対象者であることが証明できるもの ※接種後、医療機関より「高齢者肺炎球菌接種済証」が配布されます。大切に保管してください。

**神経内科・消化器内科の診療体制**

**■ 4月からの神経内科の診療体制**

加西病院の看板の一つであった神経内科の常勤医師2名が、3月末に退職となりました。地域医療にとってなくてはならない診療科であり、後任医師の確保に奔走しましたが、現時点ではかなっていません。

その結果、4月以降は専門的な診療が必要な病気、特に急性期の脳血管障害（脳梗塞や脳出血など）やてんかん発作等の患者さんを当院で責任を持って治療することが困難となり、市外の急性期病院で対応していただくこととなりました。市民の皆さまにはご不便をお掛けしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、市外の病院で専門的な集中治療が経過した後の療養やリハビリテーションについては、当院で在宅復帰に向けた入院加療が可能ですので、病院間の連携を通じて地元の病院に戻って来ていただけます。

外来診療は、神戸大学から非常勤医師が週4日来ますので、以前より通院加療されている患者さんの診察は継続されます。新規の患者さんも、掛かりつけの先生から地域医療室を通じて予約を取っていただければ対応が可能ですので、ご相談ください。

神経内科の常勤医師の退職によって専門的な治療は他

院で加療いただくこととなりますが、内科医として対応可能な疾患や急性期を経過した患者さんについては、当院で対応しますのでご安心ください。

当院としては、なるべく早期に神経内科を通常診療体制に戻せるように努力してまいります。

**■ 4月から消化器内科医を2名増員**

消化器内科の医師を2名増員し、内視鏡を中心とした診療が以前にも増して充実します。数年前から常勤医師の減少によって十分な対応ができない場合もあり、ご迷惑をお掛けしましたが、今後、夜間休日の吐血・下血・腹痛などの急性期疾患に対しても24時間体制で対応しますので、安心してお任せください。

(事業管理者兼院長 北嶋直人)



**児童扶養手当などの支給額が0.5%引き上げ**

問合せ先／地域福祉課(家庭児童支援係) ☎42-8709  
(障がい者支援係) ☎42-8725

4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当などの支給額が、0.5%引き上げになります。

支給額は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定するスライド措置がとられています。

	平成30年4月以降	変更前
児童扶養手当(全部支給)	42,500円	42,290円
特別児童扶養手当	1級	51,700円
	2級	34,430円
特別障害者手当	26,940円	26,810円
障害児福祉手当、福祉手当	14,650円	14,580円

**平成30年度福祉タクシー利用券の受付開始**

問合せ先／地域福祉課 ☎42-8725 FAX43-1801  
shogaifukushi@city.kasai.lg.jp

加西市にお住まいで、障害者手帳をお持ちの方に「福祉タクシー利用券」を配布しています。平成30年度の利用券の申請は、4月2日(月)から受け付けます。希望される方は地域福祉課窓口へお越しください。

平成29年度から、1回の利用につき2枚まで使用できるようになりました。

**■対象者**

- ・身体障害者手帳(1・2級、第1種の視覚障害者、じん臓機能障害で人工透析を受けている方)
- ・療育手帳(A)
- ・精神障害者保健福祉手帳(1級)

**■必要な物／手帳、印鑑**